

税理士業務報酬料金表

辻本公認会計士事務所

制定日：2026年2月1日

1. 税務顧問報酬

委嘱に係る租税の納税申告又は課税標準申告に関し、税務代理及び税務相談の事務を包括して受任することにより、継続して受ける報酬

(法人) 顧問料 月額 22,000 円～

(個人) 顧問料 月額 16,500 円～

2. 税務書類の作成報酬

税理士法第2条第1項第2号に規定する業務で、申告書等を作成する報酬

(法人税)

① 税務顧問の場合 月額顧問報酬×2ヶ月～

② 税務顧問でない場合 165,000 円～

(所得税)

① 税務顧問の場合 月額顧問報酬×3ヶ月～

② 税務顧問でない場合 110,000 円～

(消費税)

① 税務顧問の場合 22,000 円～

② 税務顧問でない場合 33,000 円～

(その他)

応相談

3. 税務相談報酬

税理士法第2条第1項第3号に規定する業務で、税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張・陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項についての相談報酬

1時間あたり 11,000円

4. 調査立会い報酬

税務調査があった場合に立会い、納税者に代わって、納税者の主張・陳述について代理、代行する報酬

1日につき 49,500円

5. 記帳代行報酬

委嘱者の提示した資料及び伝票に基づき、総勘定元帳の記入及び試算表の作成等の事務を行うことにより、受ける報酬

(法人)

- ① 税務顧問の場合 月額 11,000円～
- ② 税務顧問でない場合 月額 33,000円～

(個人)

- ① 税務顧問の場合 月額 5,500円～
- ② 税務顧問でない場合 月額 11,000円～

6. 会計相談報酬

会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、一時的に受ける報酬

1時間あたり 11,000円